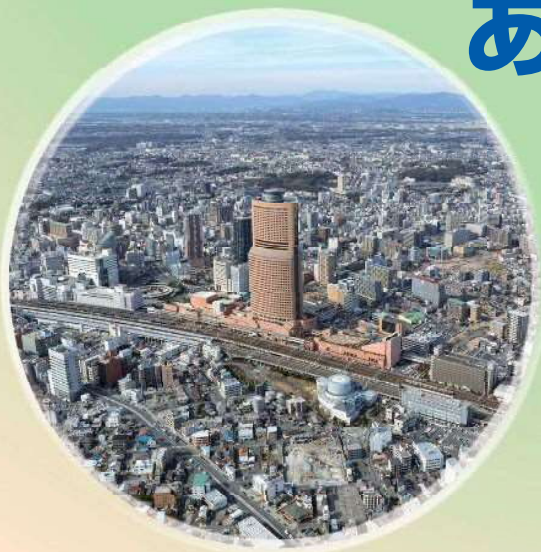


# 浜松市環境影響評価条例

## あらまし

浜松市環境影響評価条例は、浜松市環境基本条例に定める基本理念にのっとり、生活環境、自然環境及び地球環境の保全と調和のとれた事業の実施を図り、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成28年3月に制定しました。(平成28年10月1日施行)

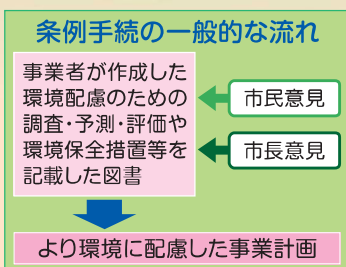


### 浜松市の環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施にあたり、あらかじめ事業者自らが、現在の環境の状況の調査、事業の実施による環境への影響を予測・評価し、その結果を公表して意見を広く聴いた上で、環境の保全の見地からよりよい事業を行うための手順のことであります。

#### ポイント

- 浜松市環境影響評価条例では、条例に基づく手順を必須とする「第1種事業」と方法書以降の手続の可否を個別に判定する「第2種事業」を定めています。
- 事業の計画段階において、複数の計画案を設定し、既存資料等を用いて環境影響を比較評価して、早期の段階で重大な環境影響の回避・低減を図るため、計画段階配慮（配慮書）手順を導入しています。



いろいろな観点から事業を検討

- 必要性
- 採算性
- 環境配慮
- 安全性



#### 調査

事業の実施による環境への影響を予測・評価するため、事業を実施する区域周辺の環境の現況を把握するために必要な環境情報を既存資料調査や現地調査等により収集します。

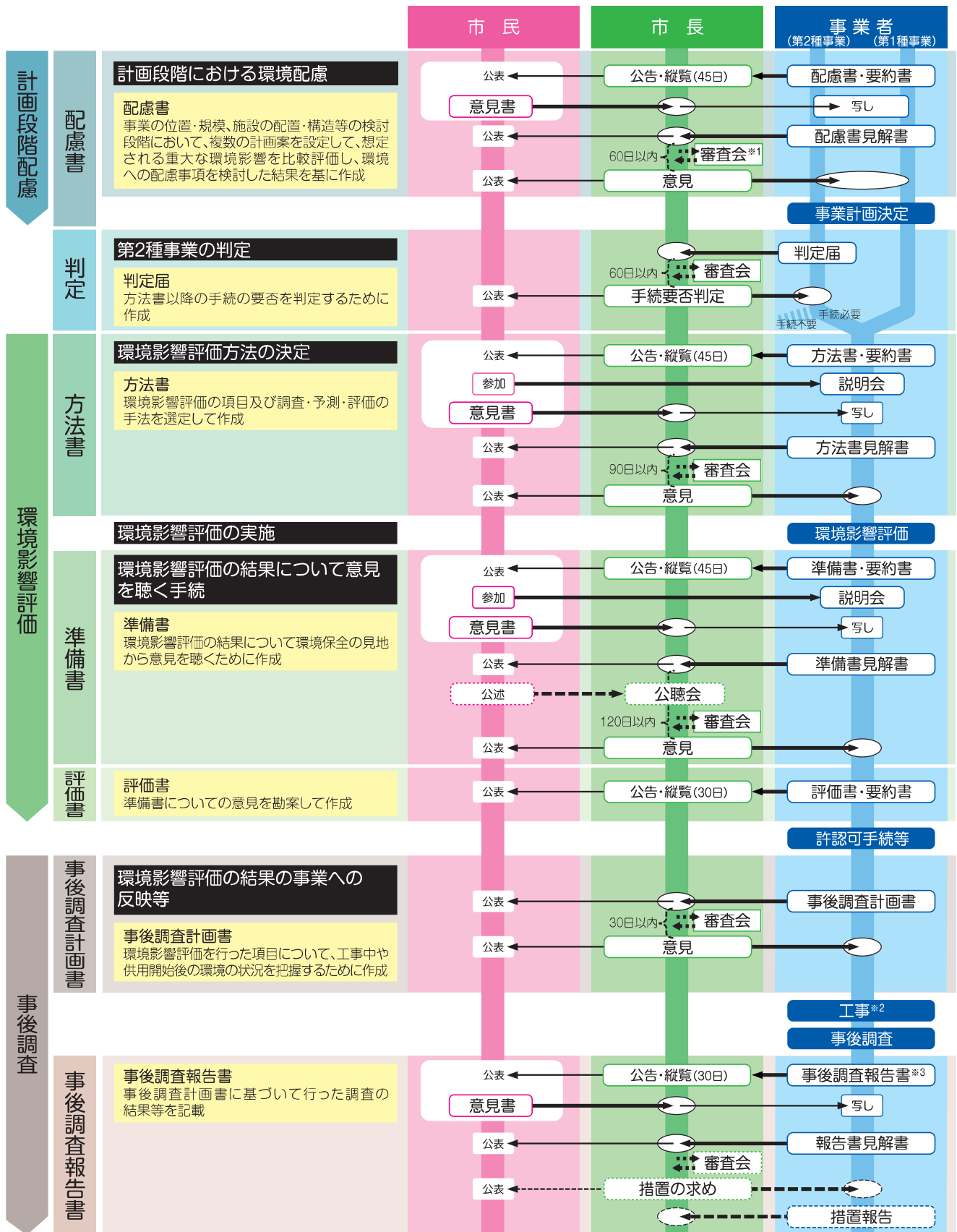
#### 予測

調査結果を基に、事業に係る工事や供用による環境への影響について、各種理論に基づく計算、コンピュータや模型によるシミュレーション、類似の事例からの推定等により予測します。

#### 評価

予測結果を基に、事業の実施による環境への影響がある場合には、その影響を軽減するための措置を検討し、回避・低減など環境の保全についての配慮が適切になされているか等々を評価します。

# 条例の手続フロー



※1 正式名称は、「浜松市環境影響評価審査会」です。

※2 事業者は、工事着手前に「工事着手届」を、工事完了後に「工事完了届」を市長に提出します。

※3 事後調査報告書の提出時期は、工事開始後から供用時です（複数回提出）。

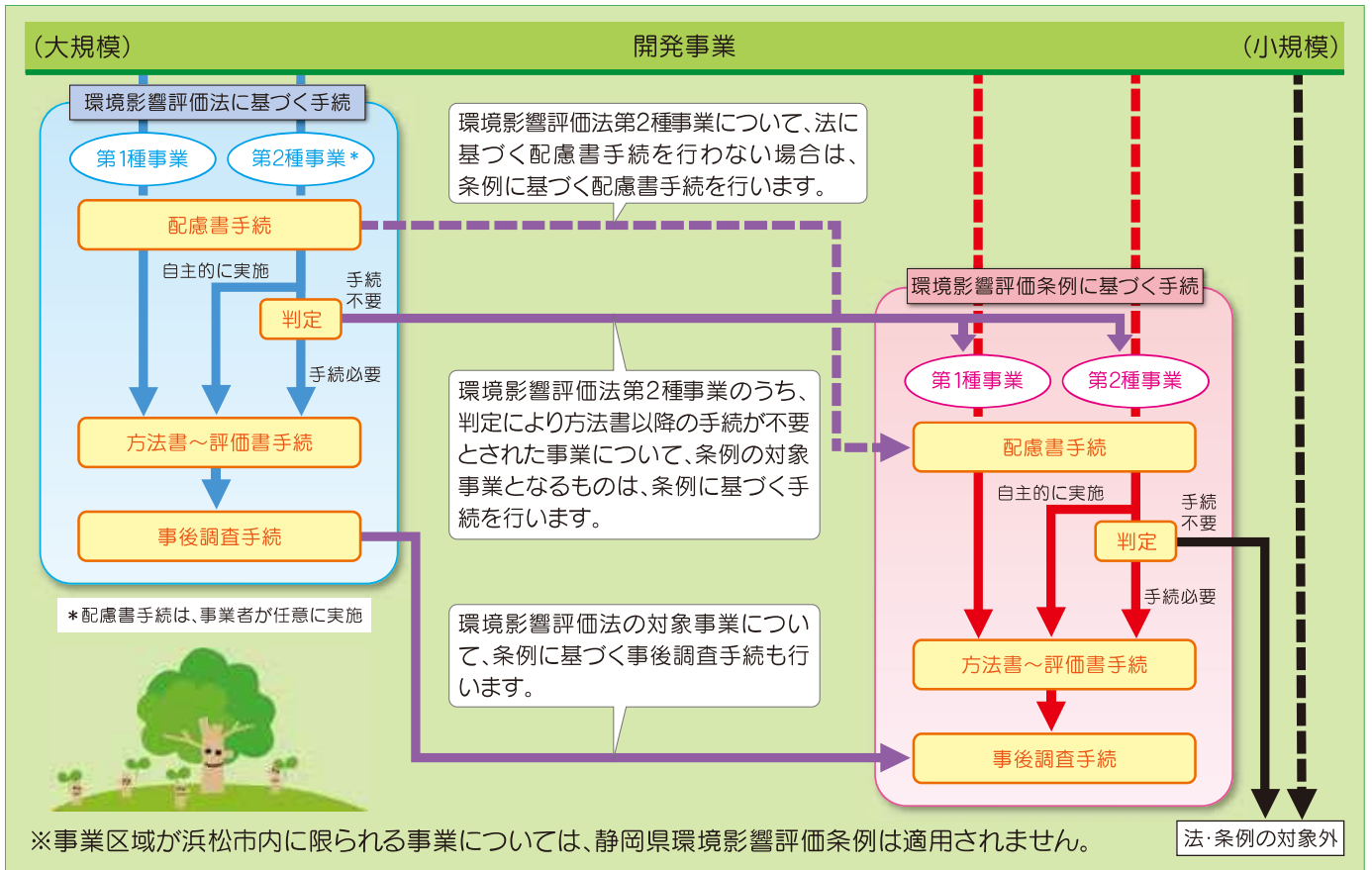
# 条例の対象事業・規模要件

対象事業		浜松市環境影響評価条例			環境影響評価法		
		第1種事業	第2種事業	特定地域 <sup>※1</sup>	第1種事業	第2種事業	
1	道路の建設	高速自動車国道	－	－	－	すべて	－
		高規格幹線道路	すべて	－	－	－	－
		一般国道等	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上	5ha以上	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上
		林道	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上	5ha以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上
2	ダム又は 放水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	5ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	5ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
		堰	－	－	－	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		湖沼開発	－	－	－	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
3	鉄道の建設	新幹線鉄道	－	－	－	すべて	－
		鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	5ha以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上
4	飛行場の建設	滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上	5ha以上	滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上	
5	発電所の建設	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上	5ha以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上
		水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上	5ha以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上
		地熱発電所	－	－	－	出力1万kW以上	出力7,500kW以上
		原子力発電所	－	－	－	すべて	－
		風力発電所	出力7,500kW以上	出力1,000kW以上	5ha以上	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上
		太陽光発電所	敷地面積50ha以上又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	敷地面積 5ha以上	出力4万kW以上	出力3万kW以上
6	廃棄物処理 施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		ごみ処理施設 (焼却以外)	－	処理能力500t/日以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
		し尿処理施設	処理能力200kl/日以上	処理能力150kl/日以上	5ha以上	－	－
		最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積15ha以上	5ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上
		産業廃棄物焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		産業廃棄物中間 処理施設 (焼却以外)	－	(破碎) 処理能力1,000t/日以上 (破碎以外) 処理能力500t/日 以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
7	埋立て又は干拓	面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	面積50ha超	面積40ha以上	
8	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
10	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
11	流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
12	住宅団地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
13	工業団地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
14	農用地の造成	農用地面積100ha以上	農用地面積50ha以上	5ha以上	－	－	
15	残土の処分	面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	－	－	
16	土石の採取	面積50ha以上	－	5ha以上	－	－	
17	レクリエーション施設用地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	－	－	
18	複合開発用地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	－	－	
19	下水道終末処理場の建設	敷地面積10ha以上	敷地面積7.5ha以上	5ha以上	－	－	
20	工場等の建設	(設置) 排出ガス10万Nm <sup>3</sup> /h以上 (バイオマス20万Nm <sup>3</sup> /h以上) 又は 排水量1万m <sup>3</sup> /日以上	(変更) 排出ガス10万Nm <sup>3</sup> /h以上 (バイオマス20万Nm <sup>3</sup> /h以上)	－	－	－	
21	高層建築物の建設	高さ100m以上 かつ延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	－	－	－	－	
22	リゾートマンション又は リゾートホテルの建設	延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	－	－	－	－	
23	その他規則で 定める事業	都市公園の建設	土地の形状の変更面積 100ha以上	土地の形状の変更面積 50ha以上	－	－	－
		河川又は海岸の改変	－	－	5ha以上	－	－

※1 「特定地域」とは、土地の形状を変更する面積が5ha以上の場合、第2種事業として取扱う地域のことです。(太陽光発電所のみ敷地面積で判断)  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の「特別保護地区」、自然公園法第20条第1項の「国定公園特別地域」、静岡県立自然公園条例第19条第1項の「県立自然公園特別地域」、静岡県自然環境保全条例第13条第1項の「県立自然環境保全地域特別地区」、都市緑地法第12条第1項の「特別緑地保全地区」を指します。

注) 面積の取扱については対象事業により異なりますので、お問い合わせください。

# 環境影響評価法と条例の関係



## 市民の皆様へ

より環境に配慮した事業を実施するためには、市民の皆様からのご意見、情報提供が重要です。この条例の目的をご理解いただき、積極的にご参加ください。

なお、図書や市長意見の内容などは、浜松市ホームページ(下記)でも公表します。

市民参加

### 意見書の提出

配慮書、方法書、準備書及び事後調査報告書について、環境の保全の見地からの意見を市長に提出することができます。意見書には、できるだけ具体的に記載してください。意見書の提出に際して、配慮書等の各図書は、各縦覧場所や浜松市ホームページに掲載します。

### 説明会への参加

方法書、準備書手続において、図書の縦覧期間中に、事業者による説明会を開催します。事業地近辺で開催しますので、ぜひご参加いただき、ご意見・ご質問を意見書として提出してください。

### 公聴会への参加

準備書手続において、事業者による見解書の提出後、市長の意見を作成する前に、公聴会を開催する場合があります。準備書に係る事業者の見解等について意見を陳述することができます。

## 【問い合わせ先】

### 浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

電話:053-453-6146 FAX:050-3606-4345 E-mail:kankyoku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページ:https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

トップページ ▶ くらし・手続 ▶ 環境 ▶ 環境影響評価(環境アセスメント)

発行:平成28年3月  
修正:令和2年4月